

四日市市立小学校及び中学校の施設開放利用における取扱事項

1. 取扱事項の設置

この事項は、四日市市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則において、各条項の細部として必要な事項として定める。

2. 取扱事項

(1) 第5条 利用者の範囲

1. 利用者は、スポーツ・レクリエーション、文化・社会教育等の普及振興を図ることを目的としており、政治・宗教活動、営利目的の活動は認められない。
2. 小学校の施設開放における当該校区内在住者については、中学校区内の在住者も認める。ただし、小学校区内在住者のみで構成された団体を優先するものとする。
3. 特に教育委員会が認めた団体及び施設利用の優先順位は、次のとおりとする。
 - ① 現時点では校区内在住者が10名に満たないが、団体初登録時に条件を満たしていた団体
 - ② 現時点では校区内在住者が10名に満たない新規登録団体（年度初め登録時）
 - ③ 一時的な措置による利用団体

(2) 第8条 利用手続

1. 申請書の提出開始期間は、各運営委員会で弾力的に運用することができる。
2. 利用日の変更が生じた場合は、利用日の1週間前までに変更を申し出ることができる。

3. フットサルによる屋内運動場の利用

- (1) フットサルの利用については、屋内運動場の状況を考慮して、学校施設開放運営委員会と教育委員会が協議のうえ決定するものとする。
- (2) ボールは、フットサル専用ボールを使用する。サッカーボールを使用するときは、屋内専用のボールで、技術習得を目的とするリフティング程度の使用のみとする。シューズは、専用（靴底が黒くないもの）または屋内用とする。
- (3) 利用する場合、壁面を利用した練習及びゲームは行わない。ゴールを設置・利用する場合、現状の施設・設備でゴール背面の防護策を講じる。また、利用内容について、運営委員会への説明と承認を得る。

4. 夏季開放プールの利用

(1) 開放期間

夏季休業日開始から8月10日までとする。ただし、それ以降については利用団体の利用状況に応じて運営委員会と教育委員会が協議のうえ決定する。

(2) 代表者の任務

代表者は、監視体制及び救助体制を運営委員会へ報告する。また、施設管理者と施設点検、保健衛生等の事前協議を行い安全確保に努める。

(3) 監視体制

代表者は、スポーツ指導員等の資格を有する監視員を1名以上配置する。また、安全確保、救助方法等の知識を有する監視員を内容、人数に応じて適切な人員を配置する。